

第 1 5 1 0 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時 平成 2 6 年 7 月 1 0 日

自 1 3 時 3 1 分

至 1 5 時 2 5 分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

— 開 会 —

— 公 開 —

(議決事項)

第11号 「第2期しまね教育ビジョン21」の策定について(総務課)

第12号 職員の配偶者同行休業に関する条例の施行に伴う関係規則等の一部改正について(総務課・学校企画課)

第13号 人事委員会勧告に基づく市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正について(総務課)

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第23号 第1回島根県生徒指導審議会について(教育指導課)

第24号 島根県社会教育委員の改選について(社会教育課)

第25号 島根県立図書館協議会委員の一部改選について(社会教育課)

第26号 文化財の追加指定の答申について(文化財課)

————— 以上原案のとおり了承

— 非公開 —

(議決事項)

第14号 平成27年春の叙勲候補者の推薦について(総務課・文化財課)

第15号 教職員の懲戒処分について(学校企画課)

————— 以上原案のとおり議決

II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員【全員全議題出席】
土田委員長 仲佐委員 岡部委員 原委員 広江委員 藤原教育長
- 2 欠席委員
なし
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者
藤原教育長
- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

吉城教育監	全議題
田中参事	公開議題
矢野参事	公開議題
祖田参事	公開議題
春日教育センター所長	公開議題
高宮総務課長	全議題
佐藤総務課上席調整監	公開議題
小村教育施設課長	公開議題
高橋学校企画課長	公開議題
佐藤県立学校改革推進室長	公開議題
吉崎子ども安全支援室長	公開議題
原田特別支援教育課長	公開議題
堀江保健体育課長	公開議題
梶谷健康づくり推進室長	公開議題
荒木社会教育課長	公開議題
恩田人権同和教育課長	公開議題
野口文化財課長	公開議題、議決第14号
鈿福利課長	公開議題
平野学校企画課課長代理	議決第15号
大場学校企画課企画幹	議決第15号
和田学校企画課企画人事主事	議決第15号
- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

森脇総務課課長代理	全議題
小林総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

土田委員長：開会宣言 13時31分

公 開	議決事項	3 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	4 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	2 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	0 件
	その他事項	0 件
署名委員	仲佐委員	

— 公 開 —
(議決事項)

第11号 「第2期しまね教育ビジョン21」の策定について(総務課)

○田中参事 議決第11号第2期しまね教育ビジョン21についてお諮りする。

資料の1の1ページのほうをお願いする。まず、先般行ったパブリックコメントへの対応についてご説明する。表にあるように、提出された意見32件を意見の内容で分類をした。教育の内容、取り組みに関するものが5件、それから記述、表現等に関するものが27件であった。その対応として、内容、取り組みに関するものは、計画実施に当たり参考とさせていただき、記述等に関するものは、参考とさせていただくものが5件、それから表現等を変更するものが15件、それから記述の考え方を説明するものが7件とさせていただきたいと考えている。対応に従ってAからDまで分類しているが、個別の対応については、1の2ページ以降のところの説明をさせていただきたいと思う。

1の2ページだが、これは区分Aで、内容や取り組み、組織に関するものである。この意見としては、まず、結婚と家庭の意義を学ぶ縁結び教育を実施し、島根から全国へ発信してほしいというご意見。それから2番目が、児童に対して姿勢を良くする取り組みを行ってほしいというご意見。それから、県外就職者のうち、早期離職者に対する働きかけも行うべきであるというご意見。それから4つ目が、学力向上は80%以上が学校のマネジメントによるものであるので、教員の指導力向上のための指導と研修を見直してほしいというご意見。それから5番目が、学校、家庭、地域の連携は不可欠だけれども、それだけではなく、ボランティアを初め、有識者を交えた新しい組織の確立が必要であるというようなご意見があった。これらに対しては、意見の趣旨を踏まえて取り組みを充実するなど、この計画を実施するに当たり参考とさせていただきたいと考えている。

それから、次に1の3ページだが、ここからが記述に関するご意見である。B区分の5つであるが、まず、キャリア教育について、重点目標のところに記述してあるが、一人一人の生き方にかかわる視点でもっと記述が必要であるというご意見。それから、あとは2番目が、領土に関する教育の一層の充実を図るということを記述すべきであると。それから、北方領土、尖閣諸島の領土に関する問題についても記述すべきであるというご意見。それから3番目が、地域の担い手育成ということで、医療従事者というふうに書いていたが、これを医療従事者等に限らず、全ての職種において定住を促進することを明記すべきであるというご意見。それから4番目が、ICT活用による学力向上等の記述が不十分なので、もっと記述すべきだというご意見。それから、1の4ページになるが、5番目に、竹島に関する学習の記述だが、これまでふるさと教育の位置づけから国際理解というところに位置づけが変わっており、薄められた印象を受けると、もっと充実を図るという記述にしてほしいというご意見であった。これらのご意見に対しては、記述の考え方等を説明をした上で、計画実施する際、参考にさせていただきたいと考えている。

それから次に、1の5ページ、ここはC区分になるが、記述、表現の変更を予定しているものである。まず、C-1と2は同じ内容だが、重点目標の「情報活用」という表現であるが、重点目標自体が人間の能力、態度など内面にかかわる内容を示すものになっているので、「情報活用」という表現ではなくて「情報活用力」とすべきだというご意見である。これはそのようにさせていただけたらというふうに思っている。

それから次、C-3であるが、これは重点目標の情報活用のところに「情報機器」とか「ICT機器」とか表現がいろいろなので、統一したほうが良いというご意見だったので、「ICT機器」というふうに統一させていただきたいと思っている。

それから、C-4だが、これはC-7と同じ内容であるが、「インターネットのもつ依存性」という表現が、インターネット自体に依存性があるというような誤解を招くおそれがあるので変更したらどうかというご意見であり、これに対しては、「インターネットの利用が健康や生活習慣に与える影響」と表現を変えさせていただきたいと思っている。

それから、C-5だが、これはふるさと教育のところで、地域のたくさんの方がふるさと教育にかかわっておられて、「ふるさと教育のノウハウが蓄積されている状況」というよう

な表現で書いていたが、たくさんの方々の協力をノウハウという言葉にするのは失礼な気がする。表現を変えるべきではないかというご意見だったので、これに対しては、「ふるさと教育を進める上での知見や経験が蓄積」というように変えさせていただきたいと思っている。

それから、C-6、これは情報教育の推進のところだが、「全世界とつながる学校活動」という表現が分かりにくいということで、交流を図るという視点も加えてはどうかというご意見だったので、「国内外の多様な人々との交流を図る学校活動」とつけ加えさせていただきたいと思っている。

それから、1の6ページだが、C-7は先ほどのとおりであり、C-8からC-13まではキャリア教育の施策に対するご意見である。「子どもたちの理解が深まる取組を推進」という表現があったが、これ中教審の答申を参考に、社会的、職業的自立に向けて必要な基盤となる能力、態度を身につけさせるというようなことを強調して記述したほうが良いのではないかということだったので、趣旨を踏まえて記述に加えたいと思っている。

それから、多様な体験活動を通してということで、子どもの力を育むために多様な体験活動を通してと書いていたが、これに対しては、体験活動だけではなく、全ての教育活動を通して取り組む必要があるので、この記述は不要ではないかということだったので、そのご意見を踏まえて、その部分は削除したいと思っている。

それから次に、10番目だが、主な取り組みに「教育活動全体を通じたキャリア教育目標の教職員による共通理解の促進」という表現があるが、もう少し分かりやすくしたほうが良いということだったので、「教育活動全体をキャリア教育の視点で捉えることへの教職員の共通理解の促進」と変えさせていただきたいと思っている。

それから次が、子どもが学ぶ目的を意識するというような表現があるが、学ぶ目的というのは学ぶ意義を感じてこそ意欲が高まるということだったので、そういうふうに改めてはどうかということで、「学ぶ意義や目的」というふうに加えている。

それから、1の7ページのC-12だが、これが「学んだ力」、「学ぶ力」という表現が施策のところに書いてあるが、重点目標のところでは「学ぶ力」、「学んだ力」の定義がはっきり書いてあるが、施策のところにはきちんと定義を書いていなかったもので、例えばこの施策のところのページだけをコピーして配ることもあるので、ここにも「学ぶ力」、「学んだ力」のきちんとした説明が欲しいというご意見だったので、それを踏まえて、この施策のところにも説明を加えたいと思っている。

それから次に、13番、これは学習意欲を高める授業を充実という表現があるが、授業の中で学ぶ意義や目的を意識させていく取り組みが大事であるということで、これを加えたらどうかということだったので、そういった内容を加えたいと思っている。

それから、C-14は、参考資料のところで、2つとか3つとか表現を漢数字にしたほうが良いのではないか、表記を変えたほうが良いのではないかということだったので、これもご意見を踏まえて変えている。

それと、C-15、これは全体的にだが、表現が分かりにくいところとか表記が不統一のところがあるので、もう一度全体的に見直してほしいというご意見があったので、全体、再度見直して変えたいと思っている。

以上、15件のご意見については、原案の計画の記載内容を大きく変更するものではなく、表現等を一部修正するものだが、いただいたご意見を踏まえて、先ほど説明したように修正させていただきたいと思っている。

次に、1の8ページ、これは、区分のDになるが、基本理念のところで「世界を志す」という表現があるが、井の中の蛙になるなという思いであれば「世界を見つめ」でも良いのではないかというご意見。それからあとは、情報活用のところで「情報化の弊害」という表現にしているが、これも誤解を招くので「情報化の影の部分」という表現が良いのではないかというご意見。それから、知・徳・体のバランスのとれた育成ということで、体に関する記述が薄いので、図3のところにはあるんだけど、もっとほかにも記述があっても良いのではないかというようなご意見。それからあとは、「ICTを活用した授業・学習の推進」ということで、この表現も分かりにくいので、もう少し「効果的に活用した分かりやすく深

まる授業」というような表現に変えたほうがいいのではないかというご意見。それからあとは、D-5は先ほどのD-2と同じご意見である。それから、6のほうだが、情報化のネットパトロールのところで「インターネット利用上の課題」という表現があるが、「インターネット上の人権侵害」というふうに改めたほうがいいのではないかというご意見があった。それから7番目は、「子ども」という表記、子どもを漢字にしたほうがいいのではないかというご意見があった。

これらのご意見については、記述や表現について県の考え方を説明したり、それからD-3のほかにも記述があってもいいのではないかというご意見については、基盤のところにも体力づくりというのを記載しているので、そういったことを説明をさせていただきたいと考えている。

それで、これらのパブリックコメントの内容を踏まえて、修正したものを最終案として今日ビジョンの案をお配りしている。修正箇所は見え消しして分かるようにして表示してお配りしている。本日、ビジョンを決定いただいたら、その後は教職員の研修はもとより、今月配付する教育広報誌の教育しまねでビジョンの特集号を組んで配布したり、それから概要版の作成、それから各種会議での情報提供など、様々な機会を活用して学校、家庭、地域で取り組んでいただけるように広報や周知に努めてまいりたいと考えている。

○岡部委員 なかなか立派なこの教育ビジョン21がまとまったと思っている。審議会委員の皆さん初め、意見を寄せられた方々、また事務局のいろんなご努力があってこのように非常に良い形でまとまったと思っている。

先ほども概要版等の作成ということを田中参事からお話があったが、まさにせっかくこういう立派な案というか、現時点では案だが、このビジョン21ができたわけなので、できるだけいろんな形で県民の皆様に浸透するような形での工夫ということが必要ではないかと思っている。

現在、このまとまった教育ビジョン21は、あくまでもやはり骨格部分であると思っている。だから、今後いかにこの骨格部分に肉づけをして、より具体化していくかということが大きな課題になってくると思っているので、この案を拝見すると、1年ごとにどれだけの成果が出たのかどうなのかということもしっかりとフォローしていくという記述もあったので、その辺のところは安心してるところではあるが、全スタッフを通じてこの肉づけということについては意を尽くしていただきたいところである。

この中で、図1、図3にカラー刷りの資料があり、コンパクトな概要版等にも使われ得る資料になってくると思うが、これをさらにかみ砕いて分かりやすい形で浸透を図っていただきたいということを要望したい。この浸透ということは、関連するスタッフ、教職員の皆さんだけでなくして、保護者にいかに伝わっていくか、この趣旨を受けとめてもらえるかということもこの21の5年後の成否を握り得るものではないかとも考えているので、ぜひその辺のところも意を尽くしていただきたいと思っている。

最後になるが、「島根を愛し 世界を志す 心豊かな人づくり」というこの基本理念を、私が勝手に考えた島根というこの地域と世界を結ぶいろんな要素というのが、例えば石見銀山などもその大きな1つではないかと思うが、そういう具体的な事例を通じて、子どもたちに自分たちが今暮らしているこの島根の地が世界ともつながっているんだということをより分かりやすく訴えていくということも必要かなということも思った。

○原委員 これは私の要らない心配かもしれないが、第2期しまね教育ビジョン（案）に対する意見のA-1のところだが、結婚と家庭の意義を学ぶ教育という項目について、意見に対して参考にさせていただくということになっているが、意見の要旨が余りにも短くまとめがあるのでちょっとよく理解してないかもしれないが、結婚と家庭の意義を学ぶ教育という言葉が、初めて聞いたというか、ちょっとはてなという感じだったが、私を持った印象とすると、最近のやじに代表されるように、早く結婚しろよとか、早く子ども生んだらどうかというようなそういう考え方が背景にあるとかえってなかなかそういう少子化は改善されないし、女性の社会進出もそれがかえって弊害になってるんじゃないかというような、最近そういうことを考えさせられた。そういう考え方がもし根底にあるとするとこれはどうか。そういうふうに短絡的に結婚して、早く子どもを生んで、そういう家庭がいいんだよという、も

しそういう教育ということをおられるのであれば、そのところで男性も女性も個人に応じた生き方を選ぶ、自分らしい生き方、考え方を持つという、その辺の部分と上手に兼ね合いをとらないと、家庭とか家族に縛られた生き方をするという考え方にとられないこともないという気がした。なので、要らぬ心配かもしれないがと言ったのはそういうことだが、やっぱり家庭は助け合い、慈しみあう大切な場所で、もちろん家庭を持つことも大事だが、個人が大事にされるということも大事ということとを並行して子どもたちが学ぶことを教育としてはしていかないといけないだろうなと思うのと、それからあと、これもちょっと要らぬ心配かもしれないが、最初に非婚化という言葉が出ているが、非婚化というと例えば事実婚の問題が出てくると思うが、世界的にはもう非婚であっても事実婚であるということがだんだん認められている世界ということもあるので、この言葉でそれをくくってもいいものかなあという気もした。

○田中参事 このご意見を寄せられた方は、どうも以前、子どもを産む人が、若い女性が都市部に行ったりするとその自治体自体の存続が危ぶまれるというようなことが報道されたところの危機感から、多分こういったご意見を寄せられたと思う。おっしゃるように、いろんな価値観もあるし、一つの価値観を子どもたちに押しつけるということは、これはあってはならないことだと思うので、そういったことも含めて、実際に現場で取り組むときには参考に、偏ることがないような形で進めさせていただきたいというふうに思っている。

○仲佐委員 先ほど岡部委員のご意見と大体重なるが、こうして立派な図1、それから図3のように施策、そして目標、重点目標、施策というふうに取り組みがなされているが、これを各現場の先生方が研修を通してずっと広めていってほしいというふうにはなっているが、より多くの、全部の先生方、教員の方はもちろんだが、そして保護者の方、そして地域の方にどのようにうまく伝わって行って、将来この目標どおりに1年後、2年後、そして5年終わったときに、本当にこの施策をしてよかったという形のものでないといけないと思っているので、ぜひその伝え方、よりきめ細かく伝わっていくような方法をとっていただければと思っていますので、そのようによろしくお願ひしたいと思う。

○土田委員長 この1カ月間パブリックコメントをされたが12名の方という回答者ということだが、田中参事から見られて少ないと思われるのか、それとも余り県内に知られてないというような感じで思われるのか。

○田中参事 実際にご職業は記載していただけていないので、はっきりとは分からないが、この12名の方というのは何となく教育関係の方が多くなるような気がする。それとあとは、興味のある方はたくさんのご意見を寄せられた方もあるし、その意味では関係者以外の浸透というか理解というのがもう一つだったのかなというふうにも個人的には思ったりもしている。このため、そういう反省も踏まえて、このビジョンが策定ということになったら、一般の方々にも広く浸透して理解していただけるような取り組みをしていきたいと思っている。

○土田委員長 今後のスケジュールというか、6月30日に文教厚生委員会に報告されたというふうにお聞きしているが、今日ここで議決すると、これが最終的な決定ということと考えて良いか。

○田中参事 そうである。

――原案のとおり議決

第12号 職員の配偶者同行休業に関する条例の施行に伴う関係規則等の一部改正について (総務課・学校企画課)

○高宮総務課長 議決第12号職員の配偶者同行休業に関する条例の施行に伴う規則等の一部改正についてお諮りする。

資料の2の1ページをお開きいただきたい。ベースになる職員の配偶者同行休業の關係の条例については6月の教育委員会会議でお諮りをしたところだが、国の法律の改正を受けて、配偶者の方が海外で働かれる場合、こうした場合にもう一方の配偶者の方が一緒に海外の赴

任先について行かれると、こうした場合に、今は休業、休職をするという制度はなかったの
で、仕事を辞めてついて行かなければならなかったと。

今、グローバル化が進んだり、あるいは女性の社会進出が進む中で、そういう格好で配偶
者の方が海外で勤務する際に、最長3年までは休業という格好で職員の身分を失わずに海外
勤務と一緒にいける、というふうな法律が改正されたので、その法律の改正を受け
て、県の条例改正も6月の定例県議会で議決をされたところである。同様の制度は知事部
局でもとられているが、今回それに関連する規則の改正ということで、具体的には改正の内
容のところにあるが、実際に赴任をするといった場合に、必ずしも月の初めから切りのいい
ところで赴任ということにならなかつたり、いろいろ手当の問題とかが出てくる。それらの手
当の支給の調整に必要な規則の改正等を行おうとするものである。

――原案のとおり議決

第13号 人事委員会勧告に基づく市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正につ いて（総務課）

○高宮総務課長 議決第13号人事委員会勧告に基づく市町村立学校の教職員の給与規則の一
部改正についてお諮りする。

資料の3の1をご覧ください。これは、昨年の秋に行われた県の人事委員会勧告の中
で、給与というのは、公務員の場合、地域の民間給与との均衡というものをベースに人事委
員会が勧告することとなっている。そうした中で、地域民間給与を比較した際に、中高年齢
層のところ、50代後半のところなどで民間と公務員の間で給与の格差があるということで、
その格差是正を図る必要があるという勧告が行われた。

これに基づいて、下の昇給区分の表であるが、今までは、改正前というところだが、55
歳以上だと、勤務が良好、通常一生懸命勤務に精励しておれば2号給という単位で昇給があ
った。また、勤務成績が余り良好でない、これは病気等で長期間お休みだったり、あるいは
懲戒処分などの処分を受けた場合、こうした場合、良好でない、あるいはやや良好でない、
あるいは良好でないとして1号給ということで昇給の幅が半分になったり、あるいは全く昇
給しないということがあったわけだが、今後は基本的に55歳以上になると職員は誰も昇給
しないという格好に変わるということである。

A区分、B区分というのがあるが、これは査定昇給という格好になるが、本県では査定昇
給制度を導入していないので、実質的には条例改正に基づいて、55歳以上は基本的に昇給
をしない。そうした中で、下の特定教育職員というのがあるが、これは現業職から行政職
への転職が行われた職員であって、この方については、現業の給与表から行政職の給与表に
切りかわる段階でかなり給与が落ちているということで、激変緩和措置というふうな意味合
いもあり、2号給の昇給をするということになっている。

このような条例改正をやはり6月の教育委員会会議でご説明をし、この間閉会した県議
会で議決を受けたところだが、その議決に基づいて、関連する規則の条文等の改正あるいは以
下に示している表の数字の改正、そういったようなものを行おうとするものである。

――原案のとおり議決

（報告事項）

第23号 第1回島根県生徒指導審議会について（教育指導課）

○吉崎子ども安全支援室長 報告第23号第1回島根県生徒指導審議会についてご報告する。
第1回目の審議会を先般6月16日に開催したので、その概要について報告をさせていただきます。

まず、出席していただいた方だが、4の2にある委員の皆様、それから教育委員会の事務局の職員に出席いただいて、約2時間の会を開催をした。

まず、会長、副会長の選出ということで、会長には肥後委員、副会長には烏田委員のほうにご就任いただくということで決定した。

それから、議事については、まず子ども安全支援室から生徒指導の県内の状況ということで、24年度の問題行動状況調査をもとに、生徒指導の状況についてそこにある暴力行為、いじめ、不登校等の状況を説明した。加えて、26年度、今年度の生徒指導に関する施策についても説明を行った。それから、あわせていじめへの対応ということで、島根県いじめ防止基本方針、4月に策定をしたものについて概略を説明した。この段階で委員のほうから意見をいただいた。具体的には、学校の中で人権の視点が非常に大切であるということ、それから学校の雰囲気が人を育てるんだと、まずしっかり教職員がチームワーク良く高め合い、協力し合える職員集団を目指すべきではないかというようなこと。それから、対話教育という言葉が出たが、しっかり子どもたちと職員同士のコミュニケーションをとりながら自己理解、他者理解を進めていく必要があるのではないかと。養護教諭の存在が非常に今大事になってきているので、養護教諭の位置づけというか存在をしっかりと大事にしながら学校経営をしていくということが大事ではないか。それから、県のほうでスクールカウンセラーを配置しているが、スクールカウンセラーと学校との連携をしっかりとやっていく必要がある。それから、いじめられる子どもへのケアということはしっかり言われているが、逆にいじめている子どもへのケアとか継続的な指導ということも大事ではないかというようにご意見をいただいた。

その後、施策というよりはフリースペースというような形で意見交換をさせていただいた。そこに幾つか出た内容を載せているが、具体的には、先生方が非常に忙しいのではないかと、そのあたりに非常に今の問題行動等との関連性もあるんじゃないかということで、忙しさの中には物理的なものと精神的なものがあって、精神的なものについてはしっかりとメンタルヘルス等も含めてケアをしていく必要があるということと、それから物理的なものについては、どのように仕事を減らすことができるのかというようなこともしっかりと全体を眺めながら対応を考えていく必要があるということと、それから研修の体系についても整理が必要ではないかという意見もいただいた。それから、大事なことは教職員同士の助け合いであるということで、早目に相談できる学校の体制づくりも大事であるということ、最後のところでは、今なかなかプライバシーという問題があって、子どものこととか家庭の情報については、例えば私が教職員になった頃と比べると少し情報が入ってくる量が減っている。それは致し方ない部分もあると思うが、やっぱりしっかりそういった問題を抱える子どもたちに対しては、その背景をしっかりと探っていくということは大事にしなきゃいけないというふうに国のほうも申しており、そういった部分、しっかりこちらのほうも可能な限り探る努力をしていく必要があるのではないかとご意見をいただいた。

今回は顔合わせということが主で、具体的には、次、秋のところで25年度の問題行動状況調査の結果が国のほうから発表される予定である。それが出た後に県内の状況の整理も踏まえて、2回目の会を開催して、今度は本県の生徒指導の施策全般についてもいろいろとご意見をいただいて、それを次年度の施策に反映をさせていきたいと思っている。

○広江委員 参考のためにお聞きをするが、意見交換のところで2番目のもので、忙しさには物理的なものと精神的なものがあるが、精神的なものについては教育委員会がその対応を考える必要があるという意見が出ているが、先ほど少し言われたような気もするが、何か最初の印象でいうと物理的なものの改善のほうが教育委員会として大きな力を発揮できるという気もするが、精神的なものについてはということで何かおっしゃったことがあれば教えていただきたいことと、もう一つはその下のところで、教職員同士の助け合いが大切であるということが言われている。これももちろん正しいことだし、大切なことだが、一番上のところでも言われているように、非常に個々に忙しくて、実は自分の仕事で精一杯ということも現実にはある。その中でどういうふうにして助け合いをしていけばいいのかというようなこと、何か意見の中であったら教えていただきたい。

○吉崎子ども安全支援室長 なかなか具体的に、わずかな時間だったので、解決というか、具体的な方法に及ぶような意見というところまではいかなかったが、精神的なもの

なものというところで、精神的な部分では、いろんな多忙感のようなところをどう解消していくかというようなことの話もあったように思う。そういった部分はやっぱり一人で抱えないような努力を、例えば教育委員会というふうになっているが、学校の中で一人で抱えるのではなくて、数名で1つの仕事を抱えながら負担を分担していくというか、そういったところも大事になってくるというところのご意見だったように思う。

それからもう一つは、メンタルヘルスというところで、負担感を感じているような方にはすぐ相談ができる職員間の体制であったりとか、そういった教育委員会としてのいろんなケアの部分であったりとかそういったところも、今もやってはいるが、しっかり周知をしたりしながら位置づけていくということも出たように今記憶している。

それから、助け合いの部分も同じようなところではあるが、本当になかなか一人で抱えて相談できにくいという部分があるのは事実であり、やっぱりその辺はしっかり管理職も含めて声がけをしていくということも大事になってこようと思うし、先ほどの重なりもあるが、やっぱり1つの仕事を複数で受け持って相談しながらやっていくような学校の体制づくりということもこれからあわせてしっかり現場にも伝えていきながら、組織で今の形で対応していく、これははじめの問題についても同じだが、そういったところをしっかりと推し進めていく必要があるんじゃないかなと、そういったご意見だったように記憶している。

――原案のとおり了承

第24号 島根県社会教育委員の改選について（社会教育課）

○荒木社会教育課長 報告第24号島根県社会教育委員の改選についてご報告する。

資料の5の1ページをご覧いただきたい。島根県社会教育委員の任期が先般6月23日に満了した。これを受けて、社会教育法並びに島根県社会教育委員に関する条例に基づき、以下のとおり委嘱をしたので、ご報告を申し上げます。

1番だが、発令日は6月24日で、任期は6月24日から2年間である。こういった方々がというのは次のページにあるが、その前に4番、その他として概要を書いているので、先に説明をさせていただく。

今回12名の委員さんをお願いしたが、その中でお一人公募の委員がいらっしゃる。5月16日から6月12日まで募集をして、1名の応募があった。6月16日、選考委員会を開催して、そこに書いている有馬社会教育委員さんを委員長として、細田教育次長と私と3名で選考委員会を開催して審査をした。書類審査、面接審査であるが、それで決定したものである。

それから、下のほうに委員の構成ということで参考までにあげている。このたびは、男女比は6名、6名の50%、50%という構成になっている。それから、地域別は、東部が8名、西部が3名、隠岐が1名という内訳である。新任、再任は、新任の方が7名、再任の方が5名という内訳になっている。

5の2ページにそうした方々の名簿を載せている。一番左側の区分のところ、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育関係者、学識経験者と4つの区分を掲げているが、これは条例に定めている委嘱の基準に基づく区分であり、各区分ごとに3名ずつの委員、計12名という内容になっている。中ほどに性別とか地域別、新任、再任を記載しているが、内訳は先ほど申し上げたとおりである。

なお、6月24日付でこの12名の委員さんに委嘱を行ったが、実は下から2番目の七田委員さんについては、委嘱を行った後に、他県で就職をされることになった。そこで、本人から解嘱の申し出があったところである。私どもとしては、地元の事情をよくご存じで、今後も地元とのかかわりの中でご意見をいただけるものと期待をしていたが、県外からおいでいただくというような予算上の措置もしていないので、そういったことも勘案して、ご本人の申し出の解嘱の方向で後任を含め、検討に入りたいと考えている。委嘱と解嘱が近いが、任期の途中でそうした解嘱を申し出られるということはある。その際は、後任の方をまたお

願いをして、通常、最初の方の残任期間をお願いするというルールでやっているの、そうしたやり方で進めいきたいと思っている。

なお、この社会教育委員の会は年度中におおむね2回程度会議を開催しているの、今年度は9月頃と2月頃ということで考えている。先ほど申した後任の方は、最初の第1回の会議までのところでは次の方をお願いして、またこの教育委員会会議においてご報告をさせていただきたいと考えている。

――原案のとおり了承

第25号 島根県立図書館協議会委員の一部改選について（社会教育課）

○荒木社会教育課長 報告第25号島根県立図書館協議会委員の一部改選についてご報告する。

6の1ページをご覧ください。内容は、先ほどの社会教育委員の改選と同じような内容になっている。現在の委員のうち、お二人の方が団体推薦をしていただいている。その団体の中での役の交代があったことに伴い、お二人の方の解嘱と、それから新たな方の委嘱を行うものである。

まず、1番に書いているが、このたび解嘱する委員は、お一人目が小川委員である。これは県国公立幼稚園長会のほうをお願いをして推薦をいただいた方である。それから、もう一人が奥野委員である。これは県高等学校図書館研究会のほうをお願いしてお出かけいただいていた委員である。このお二人にかわり、2番に書いているが、一人目が團野委員。先ほどの県国公立幼稚園長会からの推薦である。それと、お二人目が石橋委員。県高等学校図書館研究会からの推薦である。お二人とも、任期を下のほうに書いているが、1番の解嘱された委員さんの残任期間ということで、任期は2年であるが、おおむね1年お願いするということである。

全体の名簿は6の2のところに載せているが、先ほど新しく入っていただいた委員さんは1番目とそれから3番目のお二人である。

――原案のとおり了承

第26号 文化財の追加指定の答申について（文化財課）

○野口文化財課長 報告第25号文化財の追加指定の答申についてご報告する。

それでは、資料の7の1ページをご覧ください。6月20日に開催された国の文化審議会で、本県の史跡2件について追加指定の答申がなされたので、ご報告する

1件目は、史跡松江城である。城山の北側の地点だが、このたび地権者の同意が得られる等、指定の条件が整った部分が追加されるものである。

2件目は、史跡出雲国府跡である。既指定地の南の地点だが、ここについても、このたび、指定の条件が整った部分等の追加等である。

○岡部委員 資料7の2のほうの下の写真に矢印がちょっと見えないが、私が見えないだけか、それとも最初からないのか、あるとすればどの辺に入るべきか。

○野口文化財課長 カラーの写真を白黒でコピーして資料をお配りしており、見えにくくて申し訳ない。まず松江城だが、城の右を指している。

○岡部委員 これはよく分かる。

○野口文化財課長 下の国府跡だが、これは中央のほうの広い広場があるが、ここ左のほうに家があり、その右側の真ん中あたりに家がある。

○岡部委員 分かった。

――原案のとおり了承

○高宮総務課長 総務課のほうから1点ご報告をさせていただく。

昨日だが、県教育委員会所管の県立学校の非常勤嘱託員が逮捕されるという事案が発生したので、その点についてご報告をさせていただきたいと思う。

先月6月16日、浜田市立の第三中学校に対して、生徒に危害を加えるということを記載したはがきが投函されるという事件が発生をした。そのことについて、その後警察で捜査が行われていたわけだが、昨夜、県立の浜田養護学校に勤務している非常勤嘱託職員が浜田警察署に逮捕されるという事案が発生した。

容疑の内容は、先ほど申し上げた6月16日に浜田市立第三中学校に生徒に危害を加えるということを記載したはがきを送って同校の業務を妨害したということで、威力業務妨害の罪ということで逮捕されるという事案が発生をした。同嘱託員は、浜田養護学校、全部で11名の嘱託職員がいるが、その中で校内外の清掃とか庭などの維持管理、それから給食の配膳や片づけ、それから軽易な事務作業の補助などを行っていた。

県教育委員会の職員がこのような形で逮捕されたということは、まずは浜田第三中学校の皆様あるいは浜田市の皆様、県民の皆様に対して深くおわびを申し上げるとともに、このような事案がもし事実であるとするならば、事実関係を確認した上で、今後、警察の捜査を見守りながら厳正な処分を行っていかなくてはいけないと考えている。大変申し訳ない事案が発生したわけだが、今後とも綱紀の粛正を図りながら、適切な業務執行に努めていく所存である。

土田委員長：非公開宣言

－非公開－

(議決事項)

第14号 平成27年春の叙勲候補者の推薦について(総務課・文化財課)

――原案のとおり議決

第15号 教職員の懲戒処分について(学校企画課)

――原案のとおり議決

土田委員長：閉会宣言 15時25分